

## 台東区景観計画の改定にあたって



台東区は、上野・浅草・谷中をはじめとする寺社仏閣などの歴史的資源や、隅田川に代表される自然的資源に恵まれるとともに、商店街や住宅地が織りなすまちなみなど、多様な市街地景観が広がるまちです。こうした景観は、長年にわたり培われてきた地域文化と、人々の暮らしの営みが重なり合うことで形成された、本区のかげがえのない財産であります。

平成23年に景観計画を策定して以来、本区では良好な景観形成に向けた様々な取組を進めてまいりました。その間、国立西洋美術館の世界文化遺産登録を契機として上野地区における都市景観形成の重要性が一層高まるとともに、谷中地区における歴史的まちなみを活かしたまちづくりの進展や、浅草地区における観光文化都市としての役割の深化など、本区の都市空間は刻々と変化しております。こうした中で、歴史と文化を活かした都市としての景観の質を、いままで以上に高めていくことが求められております。

これらの状況を踏まえ、これまでの取組を礎としつつ、新たな時代の要請に的確に応えるため、このたび「台東区景観計画」を改定いたしました。改定にあたっては、各地区の個性を活かした景観形成の考え方をより明確にするとともに、屋外広告物に関する基準の充実を図るなど、景観施策の実効性向上を重視しております。

今後は、本計画に基づき、歴史と文化を尊重しながら、質の高い市街地環境の形成を着実に進め、新旧が調和し、互いに引き立て合う景観づくりを推進してまいります。

引き続き、地域特性を活かしたまちづくりを通じて、区民の皆様が誇りと愛着を持てる景観の形成に取り組んでまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の改定にあたり、多大なるご尽力を賜りました台東区景観審査委員会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただきました多くの方々に、心より御礼申し上げます。

令和8年3月

台東区長 服部 征夫



# 目次

|   |            |
|---|------------|
| <b>はじめに</b>   | <b>2</b>   |
| 1. 台東区が目指す景観とは                                      | 2          |
| 2. 台東区景観計画の策定の背景と改定の主旨                              | 3          |
| 3. 台東区景観計画の改定方針                                     | 5          |
| 4. 台東区景観計画（改定）の構成                                   | 6          |
| 5. SDGsの理念と景観計画の関係                                  | 7          |
| <b>第1章 景観形成の考え方</b>                                 | <b>8</b>   |
| 1. 景観計画区域【景観法第8条第2項第1号】                             | 8          |
| 2. 目標像  | 8          |
| 3. 景観形成の基本理念及び基本方針                                  | 9          |
| 4. 景観施策の展開  | 15         |
| 5. 景観形成の地域区分  | 19         |
| <b>第2章 景観誘導の仕組み</b>                                 | <b>24</b>  |
| 1. 建築物等の景観形成の考え方                                    | 24         |
| 2. 景観形成の方針と基準（行為の制限）【景観法第8条第2項第2号】                  | 28         |
| 3. 建築物等における色彩の基準                                    | 100        |
| 4. 屋外広告物等の表示等の制限【景観法第8条第2項第4号】                      | 104        |
| <b>第3章 景観資源の保全・活用の仕組みづくり</b>                        | <b>112</b> |
| 1. 景観重要建造物の指定方針【景観法第8条第2項第3号】                       | 112        |
| 2. 景観重要樹木の指定方針【景観法第8条第2項第3号】                        | 113        |
| 3. 景観形成資源・地域風情資源の選定による景観資源の保全・活用<br>【景観条例第27条・第28条】 | 114        |
| 4. 景観資源を活かした景観形成の推進                                 | 115        |
| <b>第4章 公共空間からの景観づくり</b>                             | <b>116</b> |
| 1. 景観重要公共施設【景観法第8条第2項第4号】                           | 116        |
| 2. 公共事業の景観づくりの考え方                                   | 118        |
| <b>第5章 景観協定の仕組みづくり</b>                              | <b>120</b> |
| 1. 景観法による景観協定の締結【景観法第81条】                           | 120        |
| 2. 景観条例による景観まちづくり協定の認定【景観条例第30条】                    | 120        |
| <b>第6章 景観形成の推進方策</b>                                | <b>122</b> |
| 1. 景観施策推進の体制  | 122        |
| 2. 関係機関等との連携体制                                      | 122        |
| 3. 区民等・事業者と台東区との協働による景観づくり                          | 123        |
| 4. 景観計画の見直し   | 124        |
| 5. 区民等・事業者・台東区の役割                                   | 124        |
| <b>資料編（台東区の景観特性）</b>                                | <b>126</b> |

# はじめに

## 1. 台東区が目指す景観とは

「景観」とはわが国にもともとあった言葉ではなく、欧州で用いられていた Landscape (英)、Landschaft (独) という言葉を訳した造語であり、眺めの対象である「風景」や「景色」と、「観(みる)」という行為を一体的にとらえた概念です。

風景、景色を観る時、そこから受ける心象(美しい、楽しい、やすらぐ…など)はさまざまで、個人差もありますが、多くの人が心象を共有することで、その価値が客観性のあるものとなると考えられます。「景観」とは、そのように風景・景色を、できるだけ多くの人に共有されるものとして認識・評価し、より良いものとして守り育てていくことを意図した言葉といえます。

そして、「良い景観」とは、必ずしも画一的に揃ったもの、ピカピカにきれいなものを意味するのではないと考えます。例えば、地域の住まい方や商い方などの景観が地域の人々に共有され、年月を経ても愛着を持って維持されている様子など、そのまち(地域や境界、家や店の連なりなど)と人々の関わりから好ましい雰囲気醸し出されるとき、私たちは「良い景観だなあ」と感じたりするのではないのでしょうか。

台東区の景観は、歴史の中で育まれた名所・景勝地と、職住など多様な土地利用が近接して形づくられています。中でも建築物や外構の作り方、通り側にみどりを配するなど、近隣やまちへの気遣いが受け継がれており、粋や元気、情緒を重んじてきたことなどからくる佇まいなどが生活文化として通りやまちなみに現れていることが、台東区における良い景観の一つといえます。また、雑多な雰囲気であっても、道ゆく人との対面的な売り買いを意識したまちなみがつくられている景観も多くの人に愛されています。さらに、こうした多様な景観の魅力が台東区のまちに凝縮され共存することで、一つの大きな景観となっていくことが期待されます。

このような景観について、価値観を共有し、維持し育てていくことが、まちの環境を快適・健全にしていくうえでも重要となります。また「良い景観」は、「住み続けたいくなる」「行ってみたいくなる」「住みたいくなる」など、その地域への愛着や文化を醸成する原動力となることはもとより、活気をもたらし、住民の誇りにつながっていく、まちにとって大切な財産になるものと考えます。

景観は、建築物を建てる、公園や道をつくる、それらを利用する人たちの活動など、その地域のまちづくり全般にかかわってくるものであり、まちづくりの一環として捉えることが大切です。

しかし、より良い景観とすることは簡単なことではなく、短期に実現できるものではありません。区民や事業者など多くの人たちの協働意識の積み重ねによって実現することが可能だと考えます。

私たちは、このような景観の実現に向け、さまざまな取り組みを行っていきます。

## 2. 台東区景観計画策定の背景と改定の主旨

台東区は、歴史的資源や自然的資源、風物など多様な景観資源が集積し、国際的に知られているまちでもあり、観光立国に取り組む我が国及び東京都においても重要な役割を担っており、国際的な期待に応えられるよう独特の情景を醸し出した風格ある都市景観に、さらなる磨きをかけることが必要と考えています。この個性的な景観は、自然環境や地形と、人々の生活や活動が融合することで形作られてきた地域文化の表れであり、区民の生活を基調としながら、新旧が調和した台東区らしい景観を創造していくことが大切です。

台東区では、平成14年に「東京都台東区景観まちづくり条例」を制定し、平成15年には台東区景観基本計画（以下「基本計画」という。）を策定しました。これらに基づき、景観形成ガイドラインによる大規模建築行為の景観協議、景観協定による地区の景観形成、台東区景観ふれあいまつりや台東区景観まちづくりニュースの発行などによる普及啓発に取り組んできました。

その後、観光・商業地としても、住宅地としても台東区の個性を活かし、魅力を高めていくための重要な都市戦略の一つとして景観を捉え、景観まちづくり施策全体を一体的に運用するために、平成15年に制定された景観法に基づき、平成23年3月に「東京都台東区景観まちづくり条例」を「東京都台東区景観条例」（以下「景観条例」という。）に改正しました。同年8月には景観行政団体に移行し、12月に台東区景観計画（以下「景観計画」という。）を策定しました。

しかしながら、景観計画の策定以降、台東区の景観行政を取り巻く状況は大きく変化しています。

区内の大きな動きとしては、国立西洋美術館の世界文化遺産登録（平成28年）や、上位計画にあたる台東区都市計画マスタープラン（以下「都市計画マスタープラン」という。）の改正（平成31年）、上野地区景観形成ガイドライン（令和7年）をはじめとする各地区におけるガイドラインや谷中地区地区計画（令和2年）等の策定などが挙げられ、これらの内容との整合性の確保が求められています。また、夜間景観やデジタルサイネージ等の新たな広告媒体に対する考え方や基準の追加などが求められているほか、事前協議の運用面からも、現在の景観計画の内容について見直しの必要性が出てきています。

本改定は、このような動きを踏まえ、景観まちづくりの取り組みの実効性をより一層高めるために、実施するものです。

台東区景観計画は、景観法第8条第1項及び台東区景観条例第10条に基づく計画です。

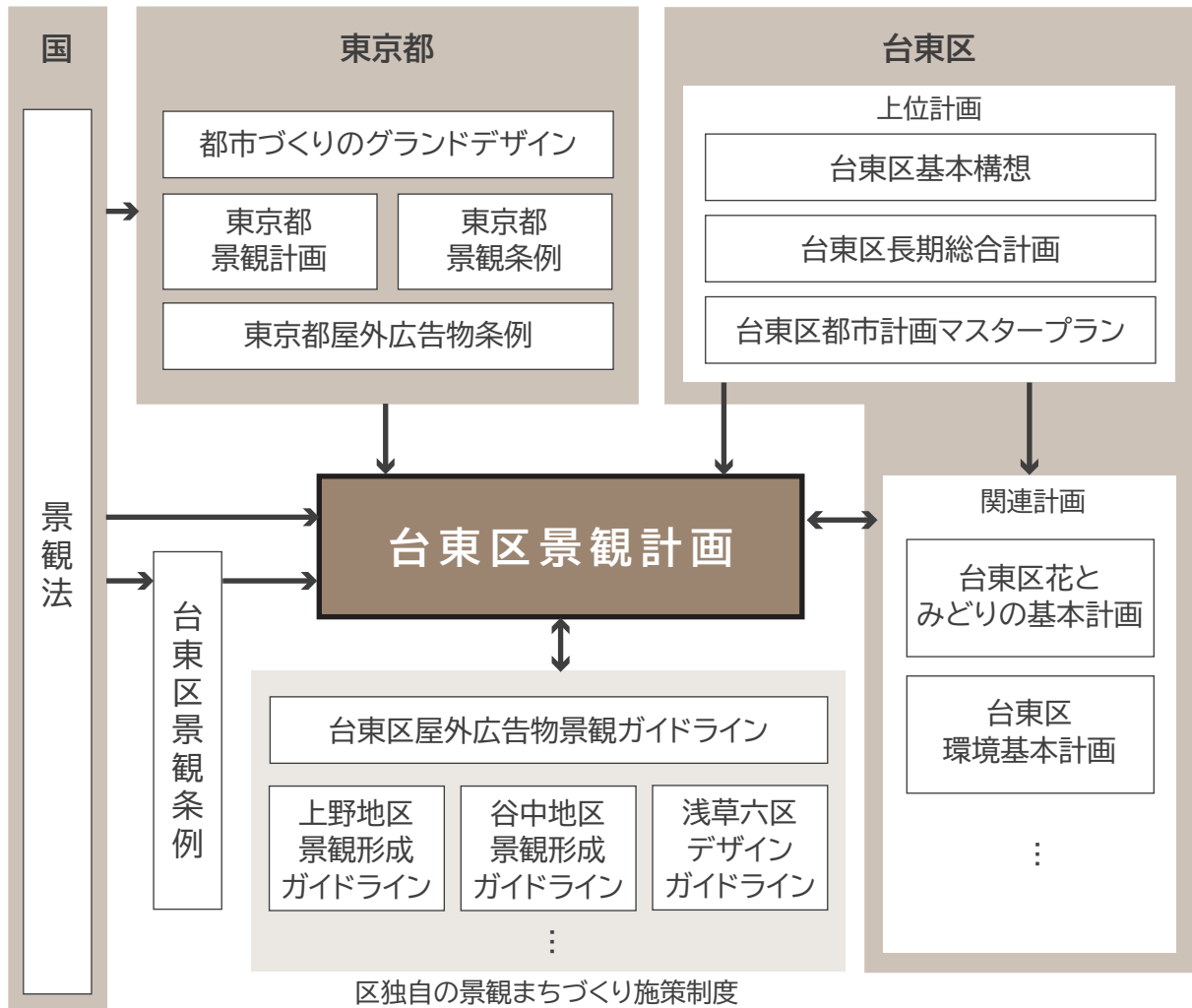


図 計画の位置づけ

### 3. 台東区景観計画の改定方針

景観計画には、台東区ならではの景観に対する想いや景観を構成する要素の丁寧な読み取りを踏まえた上で、景観形成の考え方や具体的な方策が体系的に整理されています。

改定にあたっては、これまでの景観計画のスタイルを尊重しつつ、より分かりやすく実用的な計画とするために、基本的な枠組みはこれまでの計画を踏襲しながら、以下の方針に基づき必要に応じて時点修正や内容の見直し・追加等を行います。

#### ■ 改定方針1) 新たな視点や方向性の反映

上位計画である都市計画マスタープランや、各地区のまちづくりの進展に合わせて策定された地区計画等の関連計画の内容を適切に反映します。また、新たな景観要素であるデジタルサイネージや夜間景観などについて、地域特性に応じた内容の追加を検討します。

#### ■ 改定方針2) 実効性を高めるための具体化・充実化

景観事前協議の実績を踏まえ、より使いやすい景観形成基準への見直しを行います。また、各地区における関連計画等との整合性の確保を図ります。特に、屋外広告物については、地域特性に応じた景観形成の方向性や基準の検討を行います。

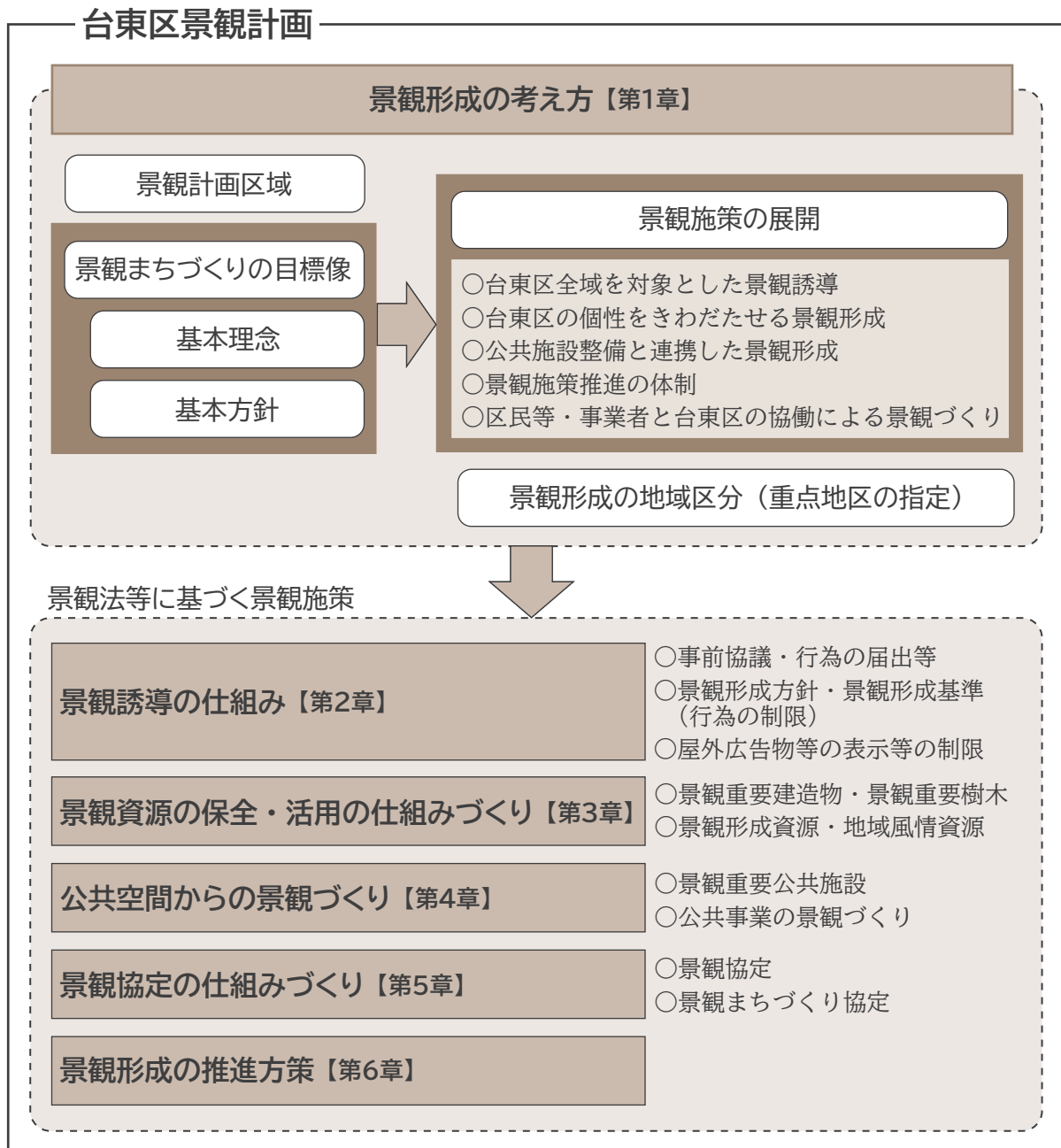
#### ■ 改定方針3) 区民主体による景観まちづくりの支援

景観資源を継続的に維持管理するために必要な支援策等について検討します。また、景観まちづくりに対する周知・啓発を進めるために、区民等・事業者にとって分かりやすい手引書等の作成などを検討します。

## 4. 台東区景観計画（改定）の構成

第1章「景観形成の考え方」では、魅力ある台東区の景観形成のための基本的な方向性を示すとともに、取り組むべき具体的方策を体系的に整理します。

第2章以降は、第1章で示した方向性及び具体的方策の内容を踏まえ、景観法等に基づく景観施策の具体的な取り組みについて示します。



## 5. SDGsの理念と景観計画の関係

平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、国連加盟国が平成28年から令和12年までの15年間で達成を目指す国際目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」が位置づけられました。SDGsでは17の目標と169のターゲットを設定し、地球上の誰一人として取り残されないことを誓っています。

景観計画は、台東区が実現しようとする地域の姿を描くとともに、台東区が目指す「景観まちづくり」を実現するために必要な景観形成に関する基本的な方向性を示しており、SDGsの目標11と深く関連します。

SDGsの目標11「住み続けられるまちづくりを」では、「包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する」としています。

本計画においても、この目標達成に向けて、景観まちづくりを推進していきます。

